最終更新日：2020年6月29日
株式会社ＳＡＮＫＹＯ
代表取締役社長　筒井　公久
問合せ先：経営企画部　TEL:03-5778-7773
証券コード：6417
https://www.sankyo-fever.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、健全なレジャーの発展と心豊かな社会づくりに貢献するため、パチンコ・パチスロ業界のリーディングカンパニーとしての使命を果たすことを基本理念としております。また当社グループには、株主の皆さまを始め、お客さまであるパチンコパーラー、パチンコファン、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーが存在しております。この各ステークホルダーと永続的に良好な関係を保つことが、経営の最重要課題であり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と認識しております。
なお、上記の考え方に基づいて、以下の諸点をグループにおける業務運営の基本方針としております。

1．ステークホルダーの利益の最大化と最適な配分
2．法令、社会規範、企業倫理の遵守
3．経営の効率性と透明性の向上
4．全従業員一人一人の意欲の増進と能力開発
5．パチンコ・パチスロ業界の社会的信頼の向上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-2】取締役会の役割・責務(1)
当社の主力商品である遊技機は、そのゲーム性や仕様を公安委員会が規定する遊技機規則や、業界団体の自主ルールなどの規制に従って開発しております。しかしながら、規制の改定により開発内容を変更することが多々あり、改定の内容によっては、経営環境に大きな影響を与えることも否定できません。
そのため、中期経営計画を策定・公表しても、基本的な前提が変化してしまい、株主や投資家の皆さまをミスリードしてしまう可能性があるため、変化への対応を重視した経営の実現を優先しつつ、単年度ごとの目標を作り上げ、その達成に向けて取り組むことが、ベターな選択であると考えております。
なお、商品開発に際しては、決して近視眼的な発想に陥らないよう、2年後の市場環境やファンの嗜好などを想定しながら、中期的な視点をもって進めております。
単年度における目標未達となった場合、その原因の分析と対応について説明するよう努めています。

【補充原則4-3-2、3】取締役会の役割・責務 (3)
当社では複数名の独立社外取締役を含む取締役会で十分に議論したうえで、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任手続を行ってまいります。なお、当社では任意の指名委員会を設立する予定は今のところありませんが、CEOの選解任手続についてより客観性・適時性・透明性を高められるよう、今後検討を重ねてまいります。

【補充原則4-10-1】任意の委員会の活用
当社では経営幹部の指名・報酬については経営会議、取締役の指名・報酬については、複数名かつ取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において十分に審議しており、現時点では任意の指名・報酬委員会を設置しておりません。当社では本コードの趣旨を踏まえ、必要に応じてより客観性・適時性・透明性の高い仕組みの活用を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式
当社は、政策保有株式を当社にとって必要と認める場合を除き、保有は致しません。またその保有の基準に関しては、毎年定期的に取引の継続性や当社の中長期的な利益につながるのか等を総合的に検証し、その結果を取締役会に報告します。
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、当社の企業価値の向上につながることを最優先に考慮し、判断するものとします。

【原則1-7】関連当事者間の取引
関連当事者間の取引が発生する場合には取締役会は、関連当事者間の取引について会社や株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者を除いた上で審議します。また当社は、当社役員に対して年に1回、取引の有無に関する確認書を提出させ、重要な取引がある場合、取締役会に報告を求めて参ります。

【原則2-6】企業のアセットオーナーとしての機能発揮
当社では、現在企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりませんが、当社は従業員の資産形成の支援を図るため、確定拠出年金を採用しており、確定拠出年金の運用については従業員自身が行っております。当社は、従業員の安定的な資産形成を図るべく、資産運用について高い専門性を有する運営管理機関を選定しており、社員教育として確定拠出年金セミナーを実施し、資産運用を始めるにあたっての制度の基本的知識や、運用に関する注意事項等、従業員に対して資産運用に関する教育を実施するなど、従業員の安定的な資産形成につながる体制を構築しております。

【原則3-1】情報開示の充実
(i) [経営計画]
当社は、長期的な目標である業界トップシェアに向けて、成長性の維持と収益性の向上を実現するため、経営資源を遊技機関連事業に集中投入

し、他社が追随できないような「独創的な商品」を提供することで産業の活性化を図り、市場をリードし続けるメーカーとして競争優位性の確立を目指します。現時点におきまして、当社ホームページ（https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/policy/policy.html）に、経営戦略の基本方針を記載しております。また、製品開発のリードタイムを踏まえて、2年後のマーケット環境を想定した製品ラインナップに努めております。具体的な数値目標につきましては、業界環境の激しい変化、同業他社との競合に備え、変化への対応を重視した経営の実現を優先し、単年度ごとに目標を設定し、この達成に向けて取り組んでおります。

（ii）【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
本報告書「I-1.基本的な考え方」に記載の通りであります。

（iii）【経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針】
報酬においては、企業価値向上を前提に代表取締役が作成した原案を基に、取締役会において議論した後に決定します。

（iv）【取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針】
経営陣幹部の選解任については、担当役員が候補となる人物の経験や実績、資質向上意欲、健康等の基準を考慮し代表取締役会長の意見を踏まえ、経営会議において十分に議論し選定します。
取締役・監査役候補の指名については、代表取締役会長が候補となる人物の経験や実績、資質向上意欲、健康等の基準を考慮し、取締役会において社外取締役の意見を踏まえながら指名します。

（v）【経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
当社は取締役・社外監査役候補の指名を行う際の個々の理由について、株主総会参考書類において、その指名の理由を開示しています。
・取締役の選任理由（第55回定時株主総会に係る招集通知）
https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/modify/tool/03/kabumtg_55th_02.pdf
・社外監査役の選任理由（第54回定時株主総会に係る招集通知）
https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/modify/tool/03/kabumtg_54th_02.pdf

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務(1)
当社は「取締役会規程」において取締役会の招集手続、決議方法等を規定しており、具体的に審議・決定すべき事項は職務権限に関する規定で定めており、取締役会は各種法令や定款及び取締役会規程に則って運営しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的に、執行役員制度を導入しており、取締役会を経営意思決定、業務執行の監督を行う機関として明確化し、取締役会で決議された新規事業計画に関する事項、組織管理に関する事項、人事に関する事項、組織の新設・変更・改廃に関する事項などにつきましては、経営陣は役員執務規程・執行役員規程、職務権限規程等に従って、業務執行を行っております。
また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主からの信任の機会増加によるコーポレート・ガバナンスの強化等を目的に、取締役の任期を1年としております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
本報告書「II-1.機関構成・組織運営等に係る事項～独立役員関係」に記載の通りであります。

【補充原則4-11-1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は取締役6名のうち4名が社内取締役、2名が社外取締役であります。
当社取締役は、会社に対する貢献・功績、業績・実績、経験をもとに、事業部門責任者・管理部門責任者の執行役員から選任されております。そのため、取締役会においては最高経営責任者・事業責任者・管理責任者の3者で高い実効性を有する体制を構築しています。
また、社外取締役は、業界に精通し、かつ会計・法律等の高い専門知識を有し、取締役会における積極的な発言や各取締役との意見交換を通じて幅広い視野から中立の立場で経営に関する助言等を行うことにより貢献が期待できる人物を選任しております。

【補充原則4-11-2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の社外取締役および社外監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合においては、役割・責務を適切に果たすために必要となる活動時間を取締役・監査役の業務に振り向けるという観点から、取締役会に80%以上出席し、他の上場会社の役員を兼任する場合、5社を上限とすることを求めるものとしています。またその兼任状況は、毎年、招集通知で開示いたします。

【補充原則4-11-3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役会は6名と少数で構成され、取締役会の運用に関する事項を含めて、取締役会全体で活発な議論がなされております。
また2名が社外取締役であることから、少数かつ外部の視点を強く取り入れることが可能な取締役会を組織しています。上記体制から、それぞれの意見を広く取り入れ、議論の活性化を図っており、実効性は担保されていると確信しております。
また事務局によりアンケート形式で、各取締役から「取締役会の運営」や「取締役会の実効性」についての意見を集める取締役会評価を実施しております。事務局はその結果を集計・分類した上で、取締役会にフィードバックしております。フィードバックを受けた取締役会はその結果について分析・評価しておりますが、概ね適切な運営が図られていると認識しております。
今後も、取締役会の議論の活性化や実効性を向上させるよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング
当社は取締役及び監査役の就任時において取締役会の運営について各種規程等を基に説明を行い、また役員に関する規程等の理解促進を図るべく説明を行っております。またコーポレートガバナンスに関する説明に加え、コンプライアンスに関する担当者からの説明などを行い、取締役及び監査役が適切にその職務を果たすことが出来るような施策を行っております。また、独立社外役員に対して、必要に応じて主要拠点や工場等の視察機会、説明会を設けます。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
取締役会は株主との建設的な対話に関する方針を定めております。当社は、その方針に則って、株主との対話（面談）等のエンゲージメント活動を積極的に実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マーフコーポレーション	8,346,000	13.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,303,900	7.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,484,300	5.69
毒島　秀行	2,031,400	3.32
毒島　章子	2,006,200	3.27
赤石　典子	1,906,300	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,640,600	2.68
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　505234	1,561,265	2.55
JPモルガン証券株式会社	1,158,081	1.89
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505103	942,206	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況における所有株式数の割合は、自己株式を除いた発行済株式総数61,170,395株に対する割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木谷　太郎	弁護士											
山﨑　博行	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

木谷　太郎	○	――	当該取締役は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しております。同氏は、取締役会において第三者の視点で経済性と社会性の両立を意識した客観的かつ公正な発言を行っており、当社の経営を適切に監視し、当社のコーポレートガバナンス強化に貢献していただいております。 当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門的な知識や経験により、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、社外取締役として選任すると同時に独立役員に指定しております。 なお、同氏はこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
山﨑　博行	○	当該取締役は、当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の常務理事に就任しておりましたが、当社取締役就任前に同法人を退職しております。 また、当社は同監査法人へ監査報酬を支払っておりますが、その報酬額は同監査法人にとって当社への依存度が高いといえるほどの多額ではないため、同氏の独立性は確保されており、当該取締役と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと考えております。	当該取締役は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識が豊富であるとともに、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しており、上場企業の社外取締役など幅広く活躍されております。 当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験により、引き続き当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査業務の相互連携として、当社の内部監査人、監査役会及び会計監査人の三者は、監査計画立案、期中、期末監査実施時に適宜意見交換を実施しております。当会合におきましては、監査報告はもとより、監査の品質向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンスの充実といった観点から様々な意見交換を行っております。また、内部監査人は監査役会に対し、四半期毎に監査結果の報告会を実施し、企業経営の健全化という共通目的の観点から様々な意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
真田　芳郎	その他													
野田　典義	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真田　芳郎	○	―――	当該監査役は、司法書士の資格を有しており、法律的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有しております。なお、当社と取引関係、その他の利害関係がないことから独立性要件を満たしていると考えており、株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しております。
野田　典義	○	―――	当該監査役は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、高い見識もあり社外監査役に適任と判断しております。なお、当社と取引関係、その他の利害関係がないことから独立性要件を満たしていると考えており、株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

□当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

□当社は、属性情報（会社との関係）に関する軽微基準を、取引先及びその出身者との関係においては、当社及び取引先の売上高の2%未満、寄付先及びその出身者との関係においては、年間寄付額の合計が10百万円、または寄付先の年間総費用の30%もいずれか大きい額を超えない者、と定めております。

□当社は、社外役員の選任に際し、独立性基準に関し、東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインのほか、一般社団法人日本取締役協会などから公表されている独立役員選任基準モデルを参考に判断することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員の報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入しております（2014年6月27日開催の第49回定時株主総会で決議）。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入しております。
また、当社の執行役員及び当社の子会社の取締役に対しても、株式報酬型ストック・オプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役及び監査役の報酬額等の額は、以下のとおりです。
役員区分／報酬等の総額／固定報酬／ストックオプション／対象となる役員の員数
取締役（社外取締役を除く）／581百万円／417百万円／164百万円／3名
監査役（社外監査役を除く）／20百万円／20百万円／－／3名
社外役員／11百万円／11百万円／－／4名

役員ごとの連結報酬等の額は、以下のとおりです。（連結報酬等の総額が1億円以上である者に限る）
氏名／役員区分／連結報酬等の総額／会社区分・固定報酬／会社区分・ストックオプション
毒島 秀行／取締役／542百万円／提出会社・300百万円、（株）三共クリエイト・120百万円／提出会社・122百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬と株式報酬型ストック・オプションで構成されており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第41期定時株主総会において年額800百万円以内と決議しており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は11名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める取締役の員数は10名以内。）、2014年６月27日開催の第49期定時株主総会において、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は4名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める取締役の員数は10名以内。）。
当社の監査役の報酬は、独立性・客観性の観点から固定報酬のみで構成されており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第41期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名、本有価証券報告書提出日現在の定款で定める監査役の員数は4名以内。）。

（固定報酬）
取締役の固定報酬は、複数名かつ取締役会の３分の１以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において、代表取締役が原案を提示し、それに対し全取締役が、職務内容、業績、貢献度等様々な要素を勘案して決定しております。
監査役の固定報酬は、監査役会において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を協議して決定しております。

（株式報酬型ストック・オプション）
取締役の株式報酬型ストック・オプションは、複数名かつ取締役会の３分の１以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において、各取締役の役位に基づき算定した原案を全取締役が協議して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の議案等についての関係資料の事前配布及び説明を担当者が行うほか、必要に応じて適宜情報を提供することとしております。
また、社外監査役を含む監査役会の職務を補助することを目的に「監査役会事務局」を設置し、対処しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

□現状の体制の概要
当社は「監査役会設置型」を採用しており、2020年6月末現在、取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）の構成となっております。また、2008年4月より、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的に、執行役員制度を導入しております。取締役会を経営意思決定、業務執行の監督を行う機関として明確化し、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、委任された担当分野における業務執行の責任者として位置づけております。
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
（取締役・監査役及び執行役員の構成）
取締役（6名）：執行役員を兼務する取締役2名および独立役員の資格を満たす社外取締役2名を含む6名で構成され、男性が6名です。
監査役（4名）：独立役員の資格を満たす社外監査役2名を含む4名で構成され、男性が4名です。
執行役員（取締役を兼務していない者）（11名）：男性が10名、女性が1名です。
また、取締役会のほか、取締役、執行役員及び主要役職者で構成する「経営会議」を設置し、毎月定期的に開催しております。「経営会議」は、取締役会決議事項の事前審議や経営戦略事項、コンプライアンス及びリスク管理全般の統括等について、迅速かつ的確に意思決定し、当社の各部門とグループ各社に執行を指示いたします。このほか、機動的な業務推進を行うため、「販売戦略会議」や「商品会議」等の目的別会議体を複数設置しております。
内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部門として社長直轄組織である内部監査室を設置しており、4名体制をとっており、監査役会は社

外監査役2名を含む4名体制となっております。監査実施に当たっては期初の監査計画書に基づき、各部門・拠点の業務活動が法令、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に運営されているかを、確認・検討を行っております。
また、内部統制を目的とし全社横断的に「J－SOXプロジェクト」を組成しており、内部監査室は同プロジェクトに対し、内部監査人の立場から指摘又は改善に資する提案を行っております。加えて、監査役会は必要に応じて、同プロジェクトに対してヒアリング等の調査を実施し、整備・運用状況を監視・検証しております。合わせて会計監査人と同プロジェクトについて適宜意見交換を行い、共有すべき事項について相互に連携し、把握できる体制としております。

□会計監査の状況
当社および当社グループ各社は、ＥＹ新日本有限責任監査法人と会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査について監査
契約を締結しております。

2020年3月期における監査法人の体制
監査業務を執行している公認会計士の氏名
指定有限責任社員　鈴木　一宏　氏
指定有限責任社員　池内　基明　氏

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士12名、その他 19名

監査報酬の内容
監査証明業務に基づく報酬71百万円
非監査業務に基づく報酬　－

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は「監査役会設置型」を採用しており、取締役6名のうち2名が社外取締役、監査役4名のうち半数の2名が社外監査役であります。
また、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速性と的確性を高めるため、「執行役員制度」を採用しております。取締役会を経営意思決定、業務執行の監督を行う機関として明確化し、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、委任された担当分野における業務執行の責任者として位置づけております。
当社の取締役会は、事業に精通した少数かつ経験豊富な取締役に社外取締役2名が加わることにより、意思決定の迅速性と的確性が確保されているとともに、社外監査役2名を含む監査役会の監査により経営の適法性が担保されており、現状のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日の3日前に発送を行いました。また、発送に先立ち、自社ＨＰ、東証サイトにおいて早期ＷＥＢ公表を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	2010年6月定時株主総会から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月定時株主総会から実施しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2009年6月定時株主総会から自社HP等で公開しております。
その他	2006年6月定時株主総会から、ビジュアル化を取り入れ、株主の皆さまの当社に対する理解の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社店舗等において個人投資家向け説明会を随時開催しております。 2020年3月期は3回開催しております。 今後も継続的に、個人投資家向けに同様の活動を実施して行く予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、四半期決算ごとに決算説明会（年4回）を開催しております。また、必要に応じて決算発表時以外でも説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内において、証券会社主催で海外投資家を多数招いたカンファレンスに定期的に参加しております。また、2017年3月、北米において海外投資家訪問を実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種リリース、決算短信、報告書、英文決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、業績データ推移、アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専管部署として「経営企画部　IR室」を設置しております。	
その他	その他、施設見学会や商品説明会等を適時実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方同様、ステークホルダー最重視の姿勢を基本理念に謳っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の主力商品である「パチンコ・パチスロ機」において、産業廃棄物の抑制、部品・資源の再利用を目的とし、リサイクルを前提とした商品開発に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法規制による開示要件外でも、当社グループの経営および当社の株価等への重要な影響が予想される事実に関する情報を「重要情報」と定義づけ、積極的な情報開示に取り組む方針を策定の上、実施しております。
その他	＜女性の活躍に係る状況＞ 当社では、採用・昇格等において、男女の区別なく実力や成果に応じた評価を行っており、執行役員1名、管理職5名が女性であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート･ガバナンスの基本的な考え方である「株主の皆さまを始め、お客さまであるパチンコパーラー、パチンコファン、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと永続的に良好な関係を保つ」ため、内部統制システムの構築･運用に関する基本方針を取締役会決議で定めております。基本方針は、各ステークホルダーの中でも特に株主の視点を意識し、「財務報告の信頼性」「事業の有効性と効率性」「コンプライアンス体制」の構築･維持に重点を置き、策定しております。
なお、当社グループでは、設立以来の主たる事業である遊技機の開発･製造･販売に関して「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等の法令に基づく許可･認可が前提とされているため、コンプライアンス（法令遵守）の意識を醸成しやすい環境を有しております。

□整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針･施策の立案を行うものとします。また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。
当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令･社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとします。加えて、標語化した業務執行の心得を当社グループの全役員･従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導･補完を実施します。
当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

2．取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令･社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存･管理を行うものとします。なお、情報の保存･管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視･指導を継続するものとします。また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとします。また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとします。なお、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視･統括するものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。
当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務･役割を明確にするものとします。

5．当社企業集団が業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性･効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布･掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

8．監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

9.取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等に報告･説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。
また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告･説明を求めることができるものとします。
当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

11. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力および団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

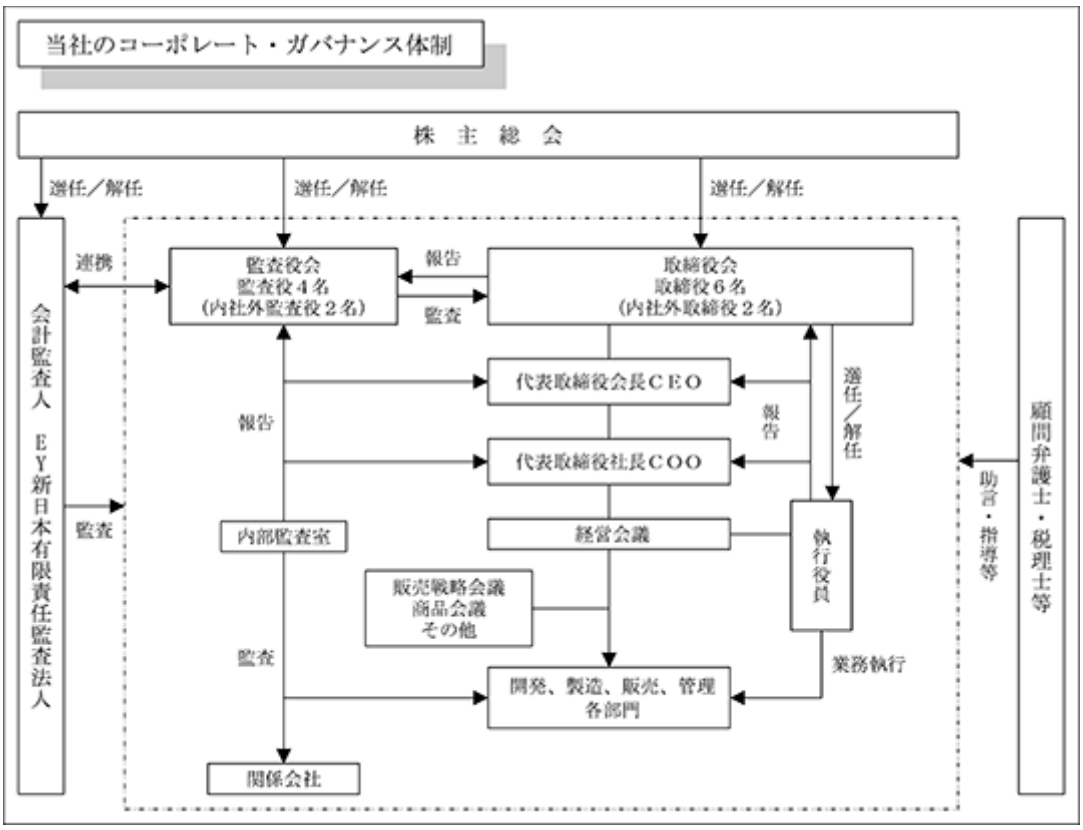
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示への取り組み
当社は公正・公平な情報開示を適時・適切に行うため、法令・規則を遵守し、社内規程「内部情報管理規程」に則った開示体制を構築しております。情報開示にあたっては、情報取扱責任者のもと、経営企画部IR室が担当しております。ただし、決算関連情報の開示は、経理部と連携して対応しております。

□適時開示の判定
当社では、当社グループの経営及び当社の株価等への重要な影響が予想される事実に関する情報を「重要情報」と定義しております。「重要情報」は、情報取扱責任者から代表取締役会長を議長とする経営会議に報告され開示の要否を決定いたします。経営会議は、会長、社長を始めとする取締役及び執行役員等で構成される適時開示における事実上の最高意思決定機関であり、社内横断的に幅広い観点による協議を基に、適切な判断に努めております。経営会議は毎月定期的に開催されるほか、開示事項の発生時には随時開催可能は機動的な体制を整備しております。

□適時開示に係る社内体制
当社の適時開示に関する社内体制につきましては別紙をご参照ください。


当社のコーポレート・ガバナンス体制
株　主　総　会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
会計監査人　ＥＹ新日本有限責任監査法人
連携
監査
監査役会
監査役４名
（内社外監査役２名）
報告
監査
取締役会
取締役６名
（内社外取締役２名）
代表取締役会長ＣＥＯ
代表取締役社長ＣＯＯ
報告
報告
選任／解任
内部監査室
経営会議
執行役員
販売戦略会議
商品会議
その他
監査
業務執行
開発、製造、販売、管理
各部門
関係会社
顧問弁護士・税理士等
助言・指導等

《別紙》適時開示に係る社内体制の概略図

